令和９年度 高知県公立学校臨時教員募集要項

（障害のある人を対象とした募集を含みます。）

令和８年10月30日
高知県教育委員会

高知県教育委員会が緊急かつ一時的に教員を必要とする場合に採用する公立学校臨時教員を次のとおり募集します。(障害のある人を対象とした臨時教員についても、この要項で募集します。)

１　募集する職種及び教科・科目

職　　種	教　科　・　科　目　等
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時教員	全教科・科目並びに養護及び栄養

※小学校・中学校の教員については、市町村立の義務教育学校に配置される場合があります。

２　応募できる人

次の①から④までのいずれにも該当する人

①　次のア又はイのいずれかに該当する人

ア　希望する学校種別及び教科・科目に対応する教育職員の普通免許状若しくは特別免許状（*注）を所有する人（令和９年３月31日までに取得することが確実な人を含む。）又は臨時免許状を現に所有している人

イ　臨時免許状授与申請ができる人(「**７　備考**の(2)教育職員免許法（抜粋）第５条第５項」及び**※連絡事項**の１を参照してください。)

②　臨時教員としての職務の遂行において介護者を必要としない人

③　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項に該当しない人

④　特定性犯罪の前科がない人

業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、応募条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

※上記内容は、教職員・福利課のホームページの「**教育職員による児童生徒性暴力等の防止について：https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120700047/**」に掲載しております。**施行後は従事者全員が犯罪事実確認（別紙参照）を行い、研修（オンデマンド）を受講する必要があります**ので、必ずご確認ください。

障害のある人を対象とした募集に応募する人は、上記①～④に加えて、下記の条件を満たす必要があります。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医及び障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）の判定書も可）の交付を受けている人

（*注）応募時に所要免許状の有効期間の満了の日を経過している人又は旧免許状が期限切れ失効している方は、臨時教員として採用することができませんので、速やかに再授与申請手続を行ってください。
（**※連絡事項**の２を参照してください。）

３　応募の手続

応募の手続きは電子申請にて行ってください。電子申請で登録した情報は、翌年の申請でも使うことができます。登録後に送られてくる整理番号とパスワードは、次回以降の申請で必要になるため、大切に保存してください。

高知県電子申請サービスより申込を完了し、下の二重線枠内の(1)から(3)までの書類を提出してください。

【提出書類】
(1)　卒業（修了）証明書・成績証明書**【過去に提出している場合は不要】**
(2)　教育職員免許状授与証明書**【大学等に在学中の人は、教育職員免許状取得見込証明書】**
(3)　健康診断書

高知県電子申請サービスについて

① 事前準備について

ア 添付する写真のデータ

イ 職歴のデータ（エクセルファイル等）

職歴がある方は、教職員・福利課のホームページの「公立学校の臨時教員等の募集について」の項目にある「職歴記入様式」（エクセルファイル）をダウンロードし、職歴の入力をして保存しておいてください。申込入力の際にデータを添付していただきます。職歴に関して、履歴書のデータをお持ちの方はそちらのデータを添付していただいてもかまいません。

職歴については、別紙①「職歴」欄の記入例を参考にしてください。

② 高知県電子申請サービスでの申込について

※電子申請サービス【高知県公立学校臨時教員志願書】利用の手引をご確認ください。
※申込終了後に入力していただいたメールアドレスに確認のメールが届きます。迷惑メール対策をされている場合は、以下のアドレスからのメール受信が可能な設定にしてください。
「 denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp 」
※申込終了後は、電子申請サービス上での回答の編集・取り下げはしないでください。

令和９年４月初旬の採用を希望する場合は、令和８年10月30日（金）から令和９年１月29日（金）までの期間内に申込してください。

なお、令和９年１月29日以降も応募を受け付けます（年度途中の採用を含む。）。

インターネット環境の都合や諸事情により、高知県電子申請サービスがどうしても利用できない場合は高知県教育委員会事務局〔088-821-4903〕にご連絡ください。

提出書類について

(1) 最終学校の「卒業（修了）証明書」の原本及び「成績証明書」の原本

・大学等に在学中の人は、**卒業後速やかに（令和９年３月末まで）「卒業（修了）証明書の原本」及び「成績証明書」の原本を提出**するようにしてください。※卒業証書ではありませんのでご注意ください。

※過去に提出している場合は、再度提出する必要はありません。

※高知県教育委員会に正規教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出の必要はありません。

(2)「教育職員免許状授与証明書」の原本

文部科学省から免許状の適切な執行管理が求められており、より厳正な執行管理を行うため、全応募者に提出を求めるものです。

・大学等に在学中で教育職員免許状取得見込みで志願する人は、教育職員免許状取得見込証明書を提出し免許取得後、教育職員免許状授与証明書の原本を速やかに（令和９年３月末まで）提出してください。

※応募者が、教職員・福利課に直接訪れて書類を提出する場合、次に該当する書類を提示して、窓口担当者の確認（写しを取らせていただきます。）を受けたときは、**「教育職員免許状授与証明書」を提出する必要はありません。**

① 旧免許状（有効期間が明記されていない免許状）の所有者
- 応募する校種・教科の免許状の原本及び更新講習修了確認証明書等の直近の修了確認期限が明記された証明書（これまで更新等の手続きをしたことがない方は、証明書を提出する必要はありませんが、職歴を確認する場合があります。）

② 新免許状（有効期間が明記されている免許状）の所有者
- 所有する全ての免許状の原本及び有効期間更新証明書等の直近の有効期間の満了の日が明記された証明書（所有する免許状のうちの最も遅い有効期間の末日を超過している場合のみ）

※過去に提出していて、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和４年７月１日以降の場合は、提出する必要はありません。

※高知県教育委員会に正規の教員として採用され勤務した後、退職された方については、提出する必要はありません。ただし、所有する免許状の確認のため、必要と認める場合は提出を求めることがあります。

なお、上記(1)、(2)ともに、免許状取得後又は卒業後等に改姓された場合は、そのことを証明できる書類（戸籍抄本等）も併せて提出してください。

※有効な**臨時免許状**（高知県教育委員会が授与したものに限る。以下同じ。）**を所有している人**は、臨時免許状の写しを提出してください。

(3) 健康診断書

○健康診断書については、原則として**令和９年２月１日以降に受診したものを提出**してください。

○採用連絡後に健康診断書を提出する場合(令和９年２月以降)は、**連絡後10日以内に提出**してください。

（提出書類:第2号様式「高知県公立学校臨時教員 応募用健康診断書」）

［例外規定］

令和８年度に、本県の正規教員又は臨時講師として勤務し、**本県又は市町村教育委員会、若しくは公立学校共済組合高知支部が実施した「定期健康診断」又は「人間ドック」の結果通知書**等をお持ちの方は、第2号様式における所定の検査項目を満たしている場合に限り、**その写しをもって健康診断書に代えることができます**(満たしていない項目については該当項目に関する医療機関等の診断書が別途必要となります)。

※写しはA4サイズに縮小して提出してください

提出先

提　出　先	所　在　地
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課　教職員採用担当	〒780－0850 高知市丸ノ内１丁目7－52　（TEL　088－821－4903）

提出方法

郵送の場合は、封筒の表左下に**『臨時教員志願に係る提出物在中』と朱書**し、上の提出先へ送付してください。

持参する場合は、高知県庁西庁舎２階、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課へ提出してください。なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、８時30分から17時15分（12時から13時を除く）までです。

４　有効期間

申込が完了し、必要な書類を全て提出している者について審査のうえ、令和９年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録します（**必要書類が整わない場合は任用できません。**）。

登録の有効期間は、応募書類を受理した日から令和10年３月31日までです。

５　採用の方法

臨時教員を必要とする場合には、令和９年度高知県公立学校臨時教員志願者として登録している人の中から、個々に面接等による審査を行い、地方公務員法第22条の２及び第22条の３等の規定による常勤又は非常勤の講師として採用します。

※講師（栄養）を希望した方については、学校栄養職員としての採用を打診する場合があります。

年度当初の採用に関する連絡は、次の区分別にそれぞれの期間内に、志願書に記載された連絡先に行います。

区　分	連 絡 期 間
①　小・中学校関係の臨時教員	令和８年11月上旬～令和９年３月下旬
②　県立学校関係の臨時教員	令和９年１月上旬～令和９年３月下旬

６　臨時教員の待遇 **※詳細は別紙②－１～３参照**

(1)　常勤講師　（期限付講師）（令和８年10月１日現在）

① 給料月額　259,600円　（大学新卒者の場合）
② 退職手当の制度あり（６か月以上継続勤務した場合）
③ 年次有給休暇等の制度あり
④ 通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当の制度あり

(2)　非常勤講師（時間講師）（令和８年10月１日現在）

① 時給　2,840円～3,670円、その他交通費相当額
② 年次有給休暇等の制度あり（１か月以上発令された場合）

(3)　非常勤講師（短時間勤務講師　対象：小学校・中学校）（令和８年10月1日現在）

週２～４日(１日の勤務時間７時間45分)で働く、短時間勤務の働き方を新設。原則65歳以上の方対象。

① 給料月額　週４日勤務の場合約21万円（勤務形態等によって月額が変わります。）
② 年次有給休暇等の制度あり
③ その他交通費相当額、期末勤勉手当等の諸手当の制度あり

７　備　　考

(1)　地方公務員法第22条の3第5項の規定により、**臨時教員として任用（採用）されても、正式任用に際していかなる優先権も与えられません。**

(2)　教育職員免許法（抜粋）

第3条　教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2　**前項の規定にかかわらず、**主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭及び主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭及び主務教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、**講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。**

3　**特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第１項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。**

4～6　省　略

第5条　普通免許状は、別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１、別表第２若しくは別表第２の２に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

(1)　18歳未満の者

(2)　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

(3)　拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4)　第10条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

(5)　第11条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

(6)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～4　省　略

5　**臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第１項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。**ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

(1)　短期大学士の学位（中略）又は準学士の称号を有する者

(2)　文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6　省　略

附則

1～14　省　略

15　幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第３条第１項から第３項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）教諭又は講師となることができる。

16～19　省　略

附則（昭和29年６月３日法律第158号）

1～6　省　略

7　高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第５条第５項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

8～23　省　略

８　そ の 他

年度当初に採用の連絡がない場合であっても、正規教員の病気休暇等により、年度途中に補充が必要となった場合については、その都度連絡します。

また、申込完了後、志願の取消しや記載事項に変更がある場合は、速やかに高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 教職員採用担当（TEL：088－821－4903）に連絡してください。

※　連絡事項

1　臨時教員として担当していただく校種・教科は、原則として所有している免許状の校種・教科ですが、本県は小規模の学校が多く、所有している免許状以外の校種・教科を担当していただく場合もあります。

また、志願者が少ない教科で補充の必要が生じた場合や、時期、地域によって必要な校種・教科の臨時教員志願者が不足した場合、臨時免許状取得歴欄の記載をもとに志願者に相談することがあります。うえのように、現に所有している免許以外の校種又は教科を担当していただく場合(〔例〕　中・高免許所有者が「小学校担任」を、中学校「理科」の所有者が中学校「数学」を担当するなど)に、臨時教員として採用されるためには、臨時免許状の授与申請をし、交付を受けることが必要となります。（ただし、授与権者の行う人物、学力、身体等についての教育職員検定に合格しなければ免許状は授与されません。）

なお、現に臨時免許状を所有している場合は、臨時免許状の写しを応募の際に提出してください。

2　免許更新制（平成21年４月１日から令和４年６月30日まで施行）が発展的に解消（廃止）されました。教員免許状の有効性に関する情報は、下記のホームページに掲載しています。

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022042700203/